



国海環第64号

平成29年9月6日

一般社団法人 日本船用工業会
専務理事 北村 正一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

田淵 一浩



「海洋汚染等防止法検査心得」の一部改正について

標記について、「海洋汚染等防止法検査心得」の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



平成 29 年 9 月 6 日
国 土 交 通 省
海事局海洋・環境政策課
検 査 測 度 課

船舶水バラスト規制管理条約 関連通達の改正等について

1. 背景

船舶からの有害水バラストの排出による生態系破壊等を防止するための「船舶水バラスト規制管理条約」が、平成 29 年 9 月 8 日に発効予定である。我が国は同条約を平成 26 年に締結済みであり、これを担保する国内法令（法律、政令及び省令）が既に整備されており、船舶からの有害水バラストの排出の禁止、有害水バラストの処理設備の設置の義務付け等が規定されている。

今般、それら国内法令の施行にあたり、以下の関連通達の改正等を行う。

2. 改正等の概要

「海洋汚染等防止法検査心得」の改正

「有害水バラスト処理設備相当検査等業務要領」（平成 28 年 4 月 7 日付け国海環第 128 号）を取込むとともに、改正政令（平成 29 年政令 225 号）等法令改正の内容、試験等の手続き、有害水バラスト汚染防止措置手引書の参考様式（和訳）などを規定する。

あわせて、ビルジ用濃度監視装置の較正間隔・検査間隔を規定する。

3. 施行日

平成 29 年 9 月 8 日

平成 29 年 9 月
国 土 交 通 省
海事局海洋・環境政策課

船舶水バラスト規制管理条約 関連政令・省令の改正について

1. 背景

(1) 有害水バラスト処理設備の設置期限に係る経過措置等

船舶バラスト水規制管理条約^{※1}が平成 29 年 9 月 8 日に発効予定です。我が国は同条約を平成 26 年に締結済みであり、これを国内法制上措置するための海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海洋汚染防止法」という。）の一部改正法（平成 26 年通常国会で成立）等関係法令が条約発効日同日から施行されることとなっている。

同関係法令では、同条約に基づく有害水バラストの船舶から排出の禁止、有害水バラスト処理設備の設置の義務付け等について海洋汚染防止法に規定されているほか、現存船への有害水バラスト処理設備の設置期限に係る経過措置が関係政令^{※2}に規定されている。

※1 「2004 年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」は、水バラストに含まれる生物の排出に伴う環境への被害を防止するため、船舶に対して水バラストの適切な管理を求めるもの。

※2 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 299 号）。

本年 7 月 3～7 日に開催された国際海事機関（IMO）の第 71 回海洋環境保護委員会（MEPC71）において、条約の円滑な実施のための経過措置について審議が行われた結果、

① 有害水バラスト処理設備の設置期限

現存船への有害水バラスト処理設備の設置期限を条約発効日から 2 年後（平成 31 年 9 月 8 日）以降最初の定期検査開始日とすること及び

② 設備設置までの間の水バラスト交換の特例

条約発効日からバラスト水処理設備を設置するまでの間は、有害となるおそれが比較的少ない水域（陸地より 50 海里以遠、水深 200 メートル以上）でのバラスト水交換が義務づけられているが、そのような水域が航路上に存在しない現存船については、この対象としないこと

が合意され、所要の条約附属書の改正等が行われることとなった。

(2) 有害水バラストの排出に係る経過措置

外航船に対して日本国領海等（日本国の内水、領海又は排他的経済水域）内において有害水バラストの一定距離以上の移動は禁止され、例えば京浜港で積み込んだ水バラストを阪神港で排出することができない状況にあったことから、海洋環境の保全の見地から有害となるおそれがない有害水バラストの排出については、より我が国の運航の実態を踏まえた経過措置を設ける必要があった。

2. 改正の概要

- (1) 上記①及び②を国内法制上規定するための関係政令の改正を行った。
- (2) 上記を国内法制上規定するための関係省令の改正を行った。

3. 施行日

上記2.(1)の政令 平成29年8月18日
上記2.(2)の省令 平成29年7月19日